

第 1 部 序 章

第1章 総合計画策定にあたって

1 計画策定の主旨

中央市は、平成18年2月20日に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村の合併により誕生しました。合併の背景には、少子高齢化、都市と地方の格差や地方分権*など、社会の新しい動きに対応すべく、より効率的で体力のある地方自治体が求められるようになってきたことがあります。

本計画は、本市が誕生して初めて策定する総合計画であるとともに、市のすべての計画の最上位に位置する計画として、新市の将来像や目指すべき方向性、そしてより具体的にどのような施策に取り組むのかといった内容を示します。

したがって、本計画は合併時に策定した新市建設計画を基本とし、その後の社会情勢を十分反映させ、市の将来像を明確に設定し、市民にとってより良い社会を目指したまちづくりを行うためのものです。

こうした計画策定の趣旨を踏まえ、本計画書は下記のような役割を担っています。

- (1) 市政運営に必要な基本的事項について、データ分析を行います。
- (2) 社会的な動向と本市の現状について把握します。
- (3) 市政の基本となる市の将来像や基本的な理念を明示します。
- (4) 現状と将来像などのギャップから見出される本市の課題を明示します。
- (5) 課題から導き出される施策の方向を示します。
- (6) 施策の方向にかなった、より具体的な施策と数値目標を明示します。

2 計画の概要

この計画の正式名称を、「第1次中央市長期総合計画」とします。本計画書は、市のまちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」と、より具体的な施策の方向性を示す「基本計画」により構成されます。本計画書の計画期間は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年とします。

(1) 基本構想

基本構想では、総合計画策定の主旨や市の現状データおよび社会の動きなどを整理し、現状の分析に基づき、今後10年間のまちづくりの基本的な考え方を示します。

※**地方分権** 国に集中している権限や財源を県や市町村などの地方自治体に移し、住民と自治体が協力して、地域のことは地域で決められるようにすることを言います。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想の考え方を実現するための施策の方向性や数値目標、主要な事業を示します。基本計画は、総合計画の計画期間10年の半期5年経過の段階で、時代の変革に対応すべく見直しを行います。

